

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 31 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課（ 部 ） 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課（ 部 ）	}	御 中
---	---	-----

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和 7 年 3 月 1 日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の別紙 1 を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 98 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 61 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 1,784 点

(2) 4 分の 3 冠

2,229 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 388 点

b 複雑なもの 718 点

ロ 5 分の 4 冠 903 点

ハ 全部金属冠 1,137 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 264 点

b 複雑なもの 526 点

ロ 4 分の 3 冠 649 点

ハ 5 分の 4 冠 649 点

ニ 全部金属冠 814 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	26 点
b	複雑なもの	45 点
ロ	5 分の 4 冠	59 点
ハ	全部金属冠	72 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	34 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	41 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	41 点
ニ	全部金属冠	53 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	649 点
(2)	小臼歯	649 点
(3)	大臼歯	903 点
2	銀合金	
(1)	前歯	41 点
(2)	小臼歯	41 点
(3)	大臼歯	59 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	388 点
ロ	小臼歯・前歯	264 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	26 点
ロ	小臼歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	1,014 点
2	銀合金を用いた場合	117 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠

30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき

1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯

1,309 点

ロ 小臼歯

986 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

57 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯

787 点

ロ 小臼歯

986 点

ハ 大臼歯

1,309 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

73 点

ロ 小臼歯

73 点

ハ 大臼歯

73 点

M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から 4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から 8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から 11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から 14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	2,045 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,664 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,664 点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,278 点
	ハ 前歯（切歯）	984 点
2	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,047 点
	ロ 犬歯・小臼歯	818 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	718 点
	ロ 犬歯・小臼歯	625 点
	ハ 前歯（切歯）	579 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14 カラット金合金	
(1)	双子鉤	965 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	746 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	290 点
(2)	犬歯・小臼歯	312 点
(3)	大臼歯	359 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小臼歯	30 点
(3)	大臼歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 718 点

ロ 小臼歯・前歯 526 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 45 点

ロ 小臼歯・前歯 34 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,678 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>98 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>61 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,784 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>2,229 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>388 点</u> b 複雑なもの <u>718 点</u>	(別紙 1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 <u>94 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>58 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,664 点</u> (2) 4 分の 3 冠 <u>2,080 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>362 点</u> b 複雑なもの <u>669 点</u>

ロ 5分の4冠	<u>903 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>842 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>1,137 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>1,060 点</u>
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>264 点</u>	a 単純なもの	<u>246 点</u>
b 複雑なもの	<u>526 点</u>	b 複雑なもの	<u>490 点</u>
ロ 4分の3冠	<u>649 点</u>	ロ 4分の3冠	<u>605 点</u>
ハ 5分の4冠	<u>649 点</u>	ハ 5分の4冠	<u>605 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>814 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>759 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>26 点</u>	a 単純なもの	<u>25 点</u>
b 複雑なもの	<u>45 点</u>	b 複雑なもの	<u>44 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>59 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>57 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>72 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>69 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>34 点</u>	b 複雑なもの	<u>32 点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯冠を除く。)	<u>40 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>41 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯冠を除く。)	<u>40 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>53 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>51 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1 歯につき)		M010-3 接着冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>649 点</u>	(1) 前歯	<u>605 点</u>
(2) 小臼歯	<u>649 点</u>	(2) 小臼歯	<u>605 点</u>
(3) 大臼歯	<u>903 点</u>	(3) 大臼歯	<u>842 点</u>

2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>41 点</u>	(1) 前歯	<u>40 点</u>
(2) 小臼歯	<u>41 点</u>	(2) 小臼歯	<u>40 点</u>
(3) 大臼歯	<u>59 点</u>	(3) 大臼歯	<u>57 点</u>
M010-4 根面被覆（1 歯につき）		M010-4 根面被覆（1 歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>388 点</u>	イ 大臼歯	<u>362 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>264 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>246 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>26 点</u>	イ 大臼歯	<u>25 点</u>
ロ （略）		ロ （略）	
2 （略）		2 （略）	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>1,014 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>945 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>117 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>112 点</u>
M011-2～M016-3 （略）		M011-2～M016-3 （略）	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,309 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,220 点</u>
ロ 小臼歯	<u>986 点</u>	ロ 小臼歯	<u>919 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>57 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>55 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>787 点</u>	イ 前歯	<u>733 点</u>
ロ 小臼歯	<u>986 点</u>	ロ 小臼歯	<u>919 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,309 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,220 点</u>

(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>73 点</u> ロ 小臼歯 <u>73 点</u> ハ 大臼歯 <u>73 点</u> M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>2,045 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,664 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,664 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,278 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>984 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,047 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>818 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>718 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>625 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>579 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1 個につき) 1 (略) 2 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>965 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>746 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 <u>70 点</u> ロ 小臼歯 <u>70 点</u> ハ 大臼歯 <u>70 点</u> M017-2～M019 (略) M020 鑄造鉤 (1 個につき) 1 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>1,890 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,537 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>1,537 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>1,181 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>909 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>975 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>763 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) イ 大臼歯 <u>669 点</u> ロ 犬歯・小臼歯 <u>582 点</u> ハ 前歯 (切歯) <u>540 点</u> 3 (略) M021 線鉤 (1 個につき) 1 (略) 2 14 カラット金合金 (1) 双子鉤 <u>893 点</u> (2) 二腕鉤 (レストつき) <u>690 点</u> M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)
--	--

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>290 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>312 点</u> (3) 大臼歯 <u>359 点</u> 2 (略)	1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合 (1) 前歯 <u>270 点</u> (2) 犬歯・小臼歯 <u>291 点</u> (3) 大臼歯 <u>335 点</u> 2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>718 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>526 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>45 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>34 点</u> (キーパー) (略)	M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき） 1 (略) 2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。 (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>669 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>44 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u> (キーパー) (略)
M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,678 点</u> (2) (略) 2 (略)	M023 バー（1 個につき） 1 鑄造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,563 点</u> (2) (略) 2 (略)
M030 (略)	M030 (略)